

議案第48号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定
 するについて

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正されたことに伴い、宇治市火災予防条例について所要の改正を行う。

1 条例改正の背景

- (1) 蓄電池設備は、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに多様化が進んでいること、JIS等の標準規格において出火及び延焼防止措置が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、蓄電池設備の種別や安全性に応じた基準の見直しが図られた。
- (2) 固体燃料を使用する炭火焼き器は、これまで大きな離隔距離を必要とする炉等の規定が適用されていたが、防火上の安全措置が講じられていることから、基準の見直しが図られた。

2 条例改正の概要

(1) 蓄電池設備等の位置及び構造に関する基準

	現 行	改正案
換気、点検及び整備に支障のない距離が必要な対象	キュービクル式(機器等を金属箱に収納)	すべて

(2) 蓄電池設備の規制対象の見直し

アンペアアワー・セル(Ah・セル)からキロワット時(kWh)に単位変更

電池種別	Ah・セル	電圧	蓄電池容量
鉛	4,800	2.0 V	9.60 kWh
アルカリ(ニッケル水素)	現行の	1.2 V	5.76 kWh
リチウムイオン	規制対象	3.7 V	17.76 kWh

安全基準の適用区分

蓄電池容量	安 全 基 準
10kWh 以下	火災予防条例による規制対象外
10kWh 超え 20kWh 以下	火災予防条例による規制対象 (出火防止措置が講じられたものを除く)
20kWh 超え	火災予防条例による規制対象

20kWh を超えれば消防機関への届出が必要

(3) 蓄電池設備の構造に関する基準

	現 行	改正案
蓄電池設備の転倒防止措置の対象	電槽（電池の容器）	蓄電池設備

(4) 炭火焼き器と壁体等との離隔距離

現行は気体燃料に分類されないものとして規制（センチメートル）

壁体等の材料	上方	側方	前方	後方
材料を問わず	250	200	300	200



炭火焼き器として新設（センチメートル）

壁体等の材料	上方	側方	前方	後方
不燃材料以外	100	50	50	50
不燃材料	80	30		30

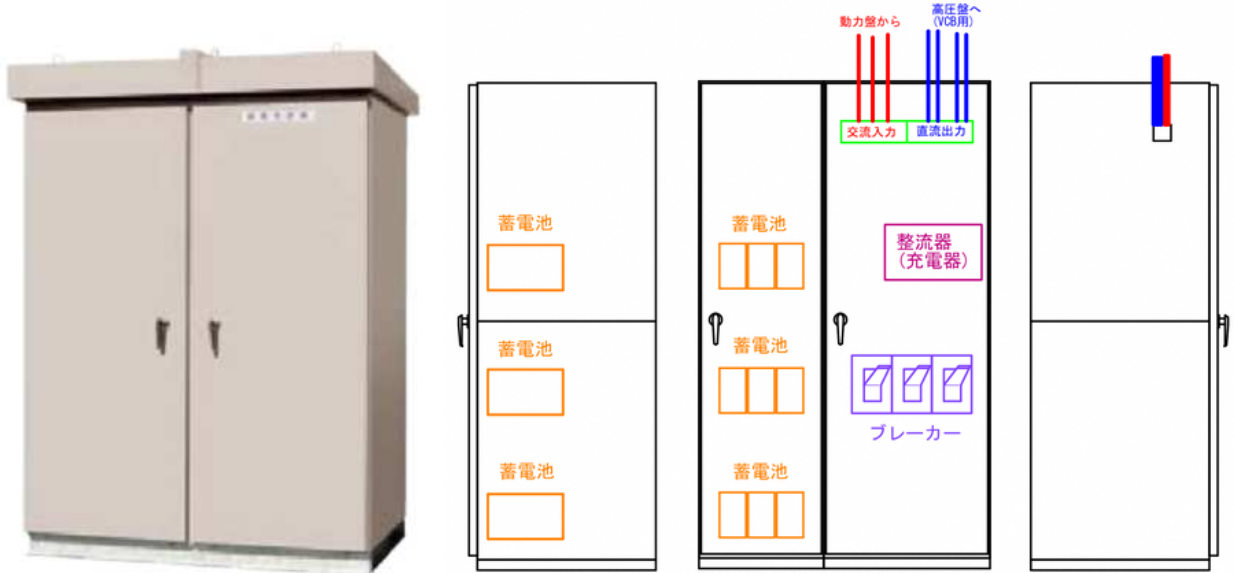
3 施行期日

令和6年1月1日施行

4 経過措置

施行の際、現に設置等されているものは当該規定の対象としない。

1 キュービクル式とは
機器及び配線を一の金属製の箱に収納したもの

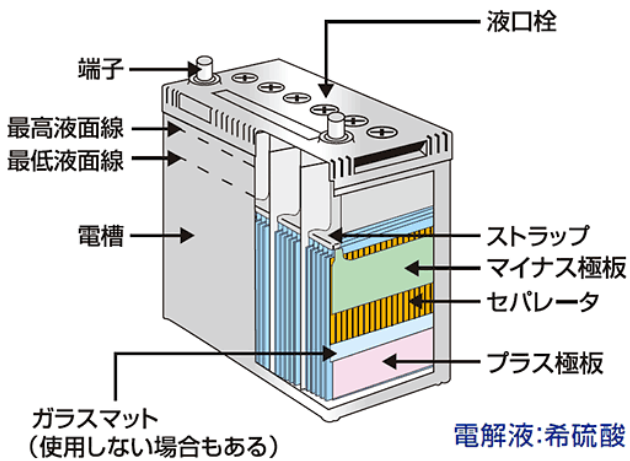


キュービクル式蓄電池設備

キュービクル式蓄電池設備三面図

2 蓄電池設備の種類

(1) 鉛蓄電池

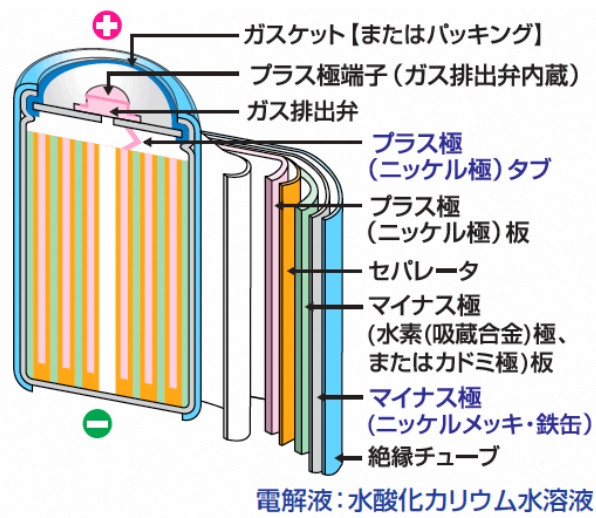


鉛蓄電池の構造



鉛蓄電池設備

(2) アルカリ蓄電池 (ニッケル水素、ニッケルカドミウム)

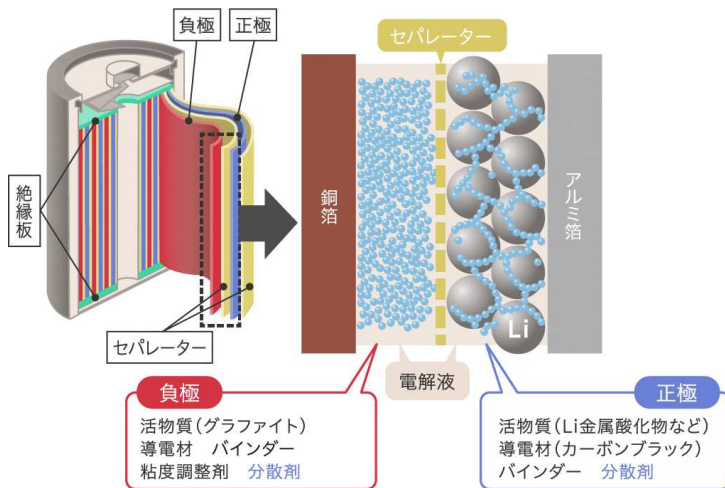


アルカリ蓄電池の構造



アルカリ蓄電池設備

(3) リチウムイオン蓄電池



リチウムイオン蓄電池の構造



リチウムイオン蓄電池設備